

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による
農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン

新規制定	平成26年5月30日
一部改正	平成27年1月22日
一部改正	平成28年4月1日
一部改正	令和元年11月28日
一部改正	令和3年7月30日
一部改正	令和8年10月27日

第1 趣旨

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）に基づく農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化に関する計画制度の適正な運用を図るため、このガイドラインを制定する。

第2 再生可能エネルギー発電設備

法第3条第2項の再生可能エネルギー発電設備は、以下の設備をいう。

- ① 太陽光パネル、風車、水車等再生可能エネルギー源を電気に変換する設備。また、小水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のように、通常建屋を必要とする場合には、その建屋の敷地を含む。
- ② ①の設備の附属設備。蓄電池、パワーコンディショナー、管理施設、支柱、架台、電線、電柱、導水路、地熱発電用井戸等①の設備を用いた発電、変電、送電又は配電に必要な設備を含む。木質バイオマスのストックヤード、コージェネレーション設備その他の①の設備の利用上必要であり、かつ、その規模がこれらの設備の利用のために適切な規模である設備を含む。

第3 農林地等

法第3条第3項の農林地等は、以下の土地をいう。

- ① 農用地及び開発して農用地とすることが適当な土地（法第3条第3項第1号）
農用地とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する「農地」又は「採草放牧地」に該当する土地をいうものとする。
また、再生可能エネルギー発電設備の代替となる土地を農地又は採草放牧地として開発することも想定されることから、法第3条第3項第1号に掲げる土地には開発して農用地とすることが適当な土地を含むものとする。
- ② 混牧林地（法第3条第3項第2号）
法第3条第3項第2号に掲げる土地は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第1項第2号に規定する土地に該当する土地（農用地及び林地を除く。）をいうものとする。
- ③ 林地及び林地とすることが適当な土地（法第3条第3項第3号）
「林地」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する「森林」の土地をいうものとする。
また、再生可能エネルギー発電設備の代替となる土地を林地とすることも想定されることから、法第3条第3項第3号に掲げる土地には「林地とすることが適当な土地」として植林に適した土地（農用地を除く。）を含むものとする。
- ④ 施設用地（法第3条第3項第4号）

①から③までに掲げる土地以外の土地であって、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資する施設（以下「農林漁業関連施設」という。）の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地をいうものとする。

⑤ ①から④までに掲げる土地と一体的に利用される土地（法第3条第3項第5号）

土留等農林地（農用地及び林地をいう。以下同じ。）や施設用地の保全上必要な土地のほか、①から④までの土地に隣接し利用上一体となっている土地をいうものとする。

第4 市町村による基本計画の作成及び実施

1 総説

法第5条の規定に基づき市町村が作成する当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）は、この計画制度の中核を成すものであると同時に、当該市町村において再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に取り組む関係者の行動指針となるものである。

このため、市町村は、法第6条の規定に基づき組織する協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら、基本計画を作成するとともに、基本計画の内容が円滑かつ確実に実施されるよう、関係者に対し、それぞれの役割に応じた取組を果たすよう積極的に働きかけを行う。また、関係者の取組だけでは実施が困難な課題が生じた場合は、協議会の場における関係者間の議論や必要に応じた連携・協働等により、その解決に積極的に取り組むことが望ましい。

2 基本計画の作成（法第5条第2項及び第3項並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条第3項の主務省令で定める事項を定める省令（平成26年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「主務省令」という。））

（1）農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針（法第5条第2項第1号及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「基本方針」という。）第5の1（1））

基本計画を作成しようとする市町村は、当該市町村の区域内においてどのような再生可能エネルギー電気の発電を促進するかについてのほか、当該市町村の区域において農林漁業が果たしている役割や現状、課題等を具体的に記載した上で、再生可能エネルギー電気の発電による収益等を活用した農林漁業の将来の発展方向について明らかにすることが必要である。

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）の整備を基本計画に位置付ける場合には、基本方針第2の1（6）に基づき、営農型太陽光発電（営農型太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態について定めるものとする。この場合に市町村は、原則、基本方針第2の1（6）①及び②の内容に従い定めるものとするが、基本方針第5の1（1）に基づき、農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）が、同じ年産の当該農作物が所在する市町村の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないなど基本理念の着実な実施が

確保される場合には、特例的な対応を定めることができる。具体的には、複数年の試験栽培結果等から公的機関及び大学並びにそれらが設置する研究機関が得た科学的根拠に基づき、国及び都道府県の助言を受けて定める場合のほか、都道府県の農業・農村の振興の方針を含む農業政策と整合がとれた形で都道府県の機関と市町村又は事業者が試験的栽培を行う場合も含む。なお、科学的根拠には、遮光率や支柱間隔・最低地上高等の設備の特徴と合わせて、複数年にわたる収量・品質、各年の収量の増減に影響したと考えられる気象条件や生育状況等について十分な検証が行われていることが必要である。

バイオマス発電設備の整備を促進する際には、バイオマス発電設備の安定的な稼働を図る観点から、地域外の原料を一定程度発電に活用することも想定されるが、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るという法の趣旨に鑑み、発電に供する原料として未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則８割以上確保するものをいう。以下同じ。）を促進する旨を記載することが望ましい。なお、（７）の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及び（８）の目標の達成状況についての評価に関する事項については、再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針と連動させる観点から、ここに併せて記載しても差し支えない。

（２）再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（法第５条第２項第２号並びに基本方針第３及び第５の１（２））

日照量、風況、熱源分布、他産業への影響等の条件を考慮して定めるものとし、地番による表示、道路、河川等の境界による表示などにより、外縁が明確になるように定めるものとする。このため、外縁が判読できる大きさの縮尺の地図により再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）を図示するものとする。なお、市町村が、営農型太陽光発電設備の整備を基本計画に位置付ける場合は、「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない地域」などと記載できることとする。設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第33号。以下「規則」という。）第３条及び基本方針第３に基づくこととなるが、その具体的な適用に当たっては、それぞれ以下の事項に留意するものとする。

① 設備整備区域に農用地を含めようとする場合（規則第３条第２号及び基本方針第３の２（１））

イ 設備整備区域に含まれる農用地が、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地又は甲種農地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）でないこと（規則第３条第２号イ本文並びに基本方針第３の２（１）①のア及びイ並びに第５の１（２））。ただし、設備整備区域に含まれる農用地を営農型太陽光発電設備の用に供する場合にあつては、集団的農用地の中央部ではない等、位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域を除く。

なお、農用地区域内の農用地については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、農用地区域から除外し、設備整備区域に含めることが可能となる場合もある。この場合、法第５条第９項において、基本計画は農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第８条に

規定する農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)との調和が保たれたものでなければならぬとされていることから、市町村は、農業振興地域整備計画の達成に支障がないか十分検討した上で、基本計画に設備整備区域を定めることが必要となる。

- ロ 設備整備区域に含まれる農用地が、第1種農地（農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地のうち甲種農地以外の農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、設備整備区域に含まれる農用地を基本方針第2の1（6）に掲げる営農型太陽光発電設備の用に供する場合及び以下のものについては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農用地の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして、設備整備区域に含めることが可能である（規則第3条第2号イ及び基本方針第3の2（1）①イ）。

- （i）農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるもの（規則第3条第2号イ（1））

農用地として利用することが著しく困難であるものその他これに準ずるものについては、第1種農地であっても設備整備区域に含めることが可能とされているが、その具体的な運用に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- （i）農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地（基本方針第3の2（1）①イ（i））

農地については、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の（3）に基づきウと判定された農地であること。また、採草放牧地については、運用通知に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が困難と見込まれる荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

- （ii）農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、当該農用地において耕作又は耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧（以下「耕作等」という。）を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの（基本方針第3の2の（1）①イ（ii））

「農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地」とは、農地については、運用通知第3の1の（3）に基づきアと判定された農地であること。また、採草放牧地については、運用通知に準じて市町村が農業委員会の協力を得て調査を実施し、再生利用が可能な荒廃した採草放牧地であることを確認したものであること。

なお、「当該農用地において耕作等を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの」については、市町村は関係機関からの聞き取りや現地調査等を行い、次に掲げる農用地その他の公的主体による農用地の利用関係の調整を行ってもなお当該農用地において耕作等を行う者を確保することができる見込みがないと認められる農用地であるか否かにより判断するものとする。ただし、市町村や都道府県等が当該農用地を含む地域において、荒廃農地の再生利用対策や農業生産基盤整備事業等を実施する予定がある場合や再生可能エネルギー発電設備を整備するために意図的に当該農用地を荒廃化させた場合は、これには該当しない。

- （a）農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）が同法第8条第1項に規定する農地中間管理事業規程において定める同条第2項第2号に規定する基準に適合しないものとして借受けしなかった農用地

- (b) 農地法第34条の規定に基づく農業委員会によるあっせんその他農地の利用関係の調整を行ってもなお受け手を確保することができなかった農地
- (ii) 風力発電設備、小水力発電設備又は附属設備の用に供する農用地（規則第3条第2号イ（2）及び基本方針第3の2（1）②）

風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備（以下「風力発電設備等」という。）については、風況などの関係から立地場所が制約されること、転用される農用地の面積が限定的であること等から、第1種農地であっても風力発電設備等の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地で代替することが困難であると認められること等一定の要件を満たす場合には、設備整備区域に含めることが可能とされているが、この要件の判断に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (i) 再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること（規則第3条第2号イ（2））

- ・ 「再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当」については、市町村の区域内の土地の利用状況並びに当該再生可能エネルギー発電設備の具体的な需要及び通常の利用形態からみて当該土地を含めることが必要であることや、その規模が当該設備の通常必要とされる面積等から見て過大なものでないことから判断するものとする。
- ・ 「市町村の区域内の他の土地をもって代えることが困難であると認められること」については、市町村の区域内に代替することが可能な農用地以外の土地や第1種農地（（i）の農用地を除く。）以外の農用地（農用地区域内の農用地及び甲種農地を除く。）があるか否かにより判断するものとする。

- (ii) 各設備ごとの個別の要件（規則第3条第2号イ（2）の（i）から（iii）まで）

(a) 風力発電設備

年間を通じて安定的に風量が観測され、風力発電設備を用いた効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該風力発電設備の用に供するものを設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

(b) 小水力発電設備

かんがい、利水その他の発電以外の目的で取水し、又は放流する流水を利用して発電（従属発電）する小水力発電設備（非かんがい期も含めて発電用水利権を取得し、発電する設備を含む。）を用いて、農業用用水路や小河川等の落差を利用した効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該小水力発電設備の用に供するものを設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、農業用用水路等から取水する導水路を埋設管にするなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

(c) 附属設備

第2の②の附属設備であって、再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものの用に供する土地を設備整備区域に含めることが可能とされているが、この場合、沿道など農用地の周辺部にある土地について、管理用道路として既存の道路を用いるなどして、必要最小限の範囲で設備整備区域に含めるものとする。

- ハ 設備整備区域の設定により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業

上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（規則第3条第2号ロ及び基本方針第3の2（1）①）。

以下の場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

- （i）設備整備区域が、集団的な農用地の中央部に介在するように設定されることにより、高性能農業機械による営農等に支障が生じる場合
- （ii）設備整備区域を定めたことにより、今後の農業生産基盤整備事業の実施や農地流動化施策の推進等に支障が生じる場合

また、地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等の推進に支障を及ぼすおそれがないようにすることが適当であると考えられる。

二 設備整備区域の設定について農業上の土地利用との調整を十分行うこと。

市町村は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、次の（i）又は（ii）により、規則第3条第1号及び第2号の要件並びに基本方針第3の1及び2の基準を基に、農業上の土地利用との調整を行うことが適当と考えられる。

なお、設備整備区域内の第1種農地を転用しようとする場合にあっては、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第37条第13号の規定により、転用不許可の例外に該当する場合があるが、この場合、設備整備区域に第1種農地を含めようとする段階で、当該設備整備区域について農業上の土地利用との調整が調ったものであることが必要となることに十分留意するものとする。

（i）指定市町村以外の場合

市町村が指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、以下により調整を行うこと。

- （イ）市町村は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、都道府県の農地転用担当部局と調整を行う。
- （ロ）都道府県の農地転用担当部局は、設備整備区域に農用地を含めることについて調整を求められたときは、規則第3条第1号及び第2号の要件並びに基本方針第3の1及び2の基準を基に、市町村と十分調整する。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

- （ハ）市町村が法第6条第1項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、設備整備区域に含めようとする農用地が規則第3条第1号及び第2号の要件を満たし、また、基本方針第3の1及び2の基準に従っていると判断したときは、（イ）及び（ロ）にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

（ii）指定市町村の場合

市町村が指定市町村の場合にあっては、以下により調整を行うこと。

- （イ）指定市町村の法担当部局は、設備整備区域に農用地を含めようとする場合には、あらかじめ、農業委員会から当該農用地の選定について意見を聴いた上で、規則第3条第1号及び第2号の要件並びに基本方針第3の1及び2の基準を基に、当該指定市町村の農地転用担当部局と十分調整を行う。

なお、この調整により、当該要件等を満たすと判断された場合に農業上の土

地利用との調整が調ったものとして取り扱うこととする。

- (ロ) 指定市町村が法第6条第1項に基づき協議会を組織しており、協議会に、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構及び都道府県が構成員として参加している場合において、当該協議会における協議により、これらの者が、設備整備区域に含めようとする農用地が規則第3条第1号及び第2号の要件を満たし、また、基本方針第3の1及び2の基準に従っていると判断したときは、(イ)にかかわらず、農業上の土地利用との調整が調ったものとして取り扱って差し支えない。

② 設備整備区域に林地を含めようとする場合（規則第3条第3号及び基本方針第3の2（2））

保安林として指定されていない森林に係る林地を優先的に用いるものとするとともに、設備整備区域に保安林に係る林地を含める必要がある場合には、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにすること。

設備整備区域に国有林野を含めようとする場合には、当該設備整備区域をその管轄区域に含む森林管理局との間で十分な事前調整を行うとともに、国有林野の管理経営に支障を生じないように、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定により定められた地域管理経営計画との調和を図るとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な最小限の範囲とすること。

また、法第5条第9項において、基本計画は地域森林計画（森林法第5条に規定する地域森林計画をいう。以下同じ）その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならないとされていることから、市町村は、地域森林計画、市町村森林整備計画（森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画をいう。）等の達成に支障がないか十分検討した上で、基本計画に設備整備区域を定めることが必要となること。

③ 設備整備区域に漁港又はその周辺の水域を含めようとする場合（規則第3条第4号及び基本方針第3の2（3））

漁港又はその周辺の水域を設備整備区域に含めようとする場合には、その漁港を管理する漁港管理者等との間で十分な事前調整を行うとともに、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁船の航行、漁業の操業等に支障を及ぼさないこと。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模（法第5条第2項第3号及び基本方針第5の1（3））

(2)の区域において整備を促進することとする再生可能エネルギー発電設備ごとに、当該区域における再生可能エネルギー源の賦存量を考慮の上、太陽光発電（営農型太陽光発電設備の場合はその旨）、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマス発電等の発電設備の種類（エネルギー源）及び当該発電設備の最大発電出力（kW）を定めるものとする。ただし、営農型太陽光発電設備の場合で、基本計画策定時点で具体的設備整備計画の構想が無い場合は、「地域や農業の実情に応じた適正な規模」などと記載することができる。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項（法第5条第2項第4号及び基本方針第4の3）

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集約化を行う場合に、この事項を定める。

(5) 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項（法第5条第2項第5号及び基本方針第4）

① 農林漁業関連施設の整備

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林漁業関連施設の整備を行う場合に定める。農林漁業関連施設には以下の施設を含むものとする。

イ 農業用施設（規則第1条第1号）

育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等

ロ 林業用施設（規則第1条第2号）

貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等

ハ 漁業用施設（規則第1条第3号）

漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等

ニ 基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の区域内において生産された農林水産物（以下「区域内農林水産物」という。）及びその生産若しくは加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品を製造するための施設（規則第1条第4号）

ジャム等の加工品を製造する施設、木質ペレット製造施設等

ホ 主として区域内農林水産物又はその加工品を販売するための施設（規則第1条第5号）

直売所、道の駅等

ヘ 区域内農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店（規則第1条第6号）

農家レストラン等

ト 農林漁業の体験のための施設（規則第1条第7号）

農林漁家民宿、市民農園等

チ イからトまでに掲げる施設に附帯する施設（規則第1条第8号）

イからトまでに掲げる施設の利用上必要な施設

② 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進

農林漁業者自らが再生可能エネルギー電気の発電を行う場合においても、自らの農林漁業経営の改善を含め、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う必要があることに留意する。また、農業協同組合や土地改良区等の農林漁業者が組織する団体が再生可能エネルギー電気の発電を行う場合にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）や土地改良法（昭和24年法律第195号）等で認められている範囲内で、当該発電及び農林漁業の健全な発展に資する取組のいずれも当該団体の組合員のために行うものとする。

再生可能エネルギー電気の自家利用を行う場合には、売電収益を得られないため発電コストを賄うことが困難となる場合も想定されることから、再生可能エネルギー電気の自家利用を作物のブランド化に活用するなど、コストの問題を克服するための工夫をすべきである。

また、再生可能エネルギー電気の発電と併せて、発生する熱の供給を行う場合は、それに伴って必要となるコージェネレーション設備等の費用や需要の有無に留意する必要がある。

③ 農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進

バイオマスを利用した取組を行う場合には、研究・実証段階の技術を用いた取組は

コストが高くなったり、実用化までに時間を要したりすることから、バイオマス事業化戦略（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）を参考に、実用化技術を用いた取組を行うことが望ましい。

④ 営農型太陽光発電における適正な利益還元

営農型太陽光発電設備の整備及び発電に取り組む場合は、営農者の農業経営の向上に資するよう、発電事業者と営農者が同一の場合を除き、発電事業者が営農者（当該営農型太陽光発電における営農者と下部の農地（営農型太陽光発電設備の下部の農地。以下同じ。）の地権者が異なる場合は、営農者及び地権者）と合意の上、発電事業者から営農者等に対して適正な利益還元が行われる必要がある。

営農者等への適正な利益還元額については、設備の設置に伴う減収等相当額（労働費の増分を含む）又は営農者による下部の農地の営農の実施に伴い、発電事業者が負担すべき草刈り等の土地管理費が削減されることによる利益相当額の高い方を参考に算出し、この水準を考慮して、発電事業者と営農者及び地権者で協議・合意して決定すること。なお、利益還元の取組としては発電事業者から営農者に支払われる営農協力金のような直接的な利益還元に限らず、農業用施設の維持管理や農業機械の提供等、農業経営の改善や地域農業の維持に資する取組も考慮される。農用地の立地条件・現状での利用状況などを踏まえた協議の結果、かかる直接的な利益還元をしないこともあり得る。

⑤ 再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組

基本方針に掲げるもののほか、発電事業者が売電収益の一部を活用して、太陽光発電設備が整備される区域が含まれる地域において無農薬で栽培されるなど特色のある米の販売を都市部において促進する取組が参考になる取組の例として挙げられる。

なお、農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項については、必要に応じてその内容を見直し、地域の農林漁業の現状を踏まえたものとするのが重要である。また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益の一部を基金化し、その用途をあらかじめ複数定め、その時々課題に応じた用途に支出することも差し支えない。

（６）自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項（法第5条第3項）

基本方針第6の1の内容のうち「自然環境の保全との調和に配慮する」とは、希少な野生動植物及びその生息・生育環境の保全上重要な地域、渡り鳥の重要な渡来地及び経路、生物多様性の保全上重要な植物群落及び湿地、優れた自然の風景地、重要な地形及び地質、良好な水環境を有する場所等を特定し、設備整備区域を設定する際には、それらに対する影響を回避することである。また、「自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討する」とは、基本方針第6の4を踏まえ、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の実施要件に該当する場合はそれを適切に実施するとともに、それ以外の場合であっても必要に応じて、市町村又は再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）が自然環境に与える影響を環境影響評価と同様の手法により、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月環境省公表）、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省公表）、「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷、生物の多様性・自然との触れ合い」（平成29年3月環境影響評価技術手法に関する検討会編集）をはじめとする各種ガイドラインを参照しつつ、調査し、対策を検討することである。

以上を踏まえ、自然環境の保全との調和に対する配慮、基本方針第6の1①から④ま

でに掲げる地域等の保全への支障を生じさせない配慮、自然環境に与える影響の調査・検討の実施、周辺住民の生活環境に対する影響の低減等の具体的な内容等市町村の区域における再生可能エネルギー電気の発電について配慮すべき事項を定めるよう努めるものとする。

- (7) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標（主務省令第1号及び基本方針第5の1（4））

市町村の区域において法に基づき整備される再生可能エネルギー発電設備の総設備容量、当該再生可能エネルギー発電設備の総発電量、設備整備計画の認定件数、再生可能エネルギー電気の発電による所得の向上等の目標（目標の達成時期を含む。）を定めるよう努めるものとする。ただし、特に小規模な導入が中心となる営農型太陽光発電設備については、導入状況や地域農業に係る行政計画の方向性等を踏まえ、農業経営体数や農地面積の維持等の関連する適当な目標を定めることが可能な時点において定めるよう努めるものとする。

- (8) 目標の達成状況についての評価に関する事項（主務省令第2号及び基本方針第5の1（4））

法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について自己評価することが重要である。そのため、認定に係る設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）の実施状況の調査、目標が達成されない場合の原因分析等の基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるよう努めるものとする。

- (9) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項（主務省令第3号）

基本方針第5の8を踏まえ、再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に再生可能エネルギー発電設備が放置されないよう、当該設備の撤去に係る費用負担等について定めるものとする。また、認定設備整備計画が農地法、森林法等の特例措置を受けているものである場合には、当該認定設備整備計画の内容に反して再生可能エネルギー発電設備の整備を中止したとき等土地等の原状回復が必要となるときには、それを適切に行うことを定めるものとする。

- (10) 基本計画の作成についての提案に関する留意事項（法第5条第6項及び第7項並びに基本方針第5の2）

設備整備者から基本計画の作成についての提案を受けた市町村は、基本計画の作成の要否について検討を行い、基本計画の作成の必要がないと判断したときは、書面等によりその旨及びその具体的な理由を当該提案をした者に対し通知するよう努めなければならないが、基本計画の作成の必要があると判断したときについても、書面等によりその旨を当該提案をした者に対し通知することが望ましい。

- (11) その他（基本方針第4の4）

基本計画においては、基本方針第4の2を参考として、農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に定めた上で、地域の活性化における課題が多様であることから、当該取組以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気・熱の有効な活用方法（例：災害時の学校や病院等の公共施設への電力の優先供給やバイオマス発電の際に生じた熱の有効活用等）について定めることも差し支えない。

また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収益の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、通常の賃貸借契約と変わるものではなく、再生可能エネルギー電気の発電による利益を農林漁業に還元しているものとは認められないことから、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに留意する必要がある。

3 基本計画の公表（法第5条第11項及び基本方針第5の5）

市町村が基本計画を作成し、又は変更した場合には、現場における法の適確な実施に資する観点から、市町村と国の相談窓口（基本方針第2の1（9）の「国の相談窓口」をいう。）との間で、基本計画の作成又は変更を行った旨、その内容等を共有するものとする。なお、基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備の場合、当該市町村における営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態を明らかにする必要があるため、市町村のホームページ等において遅滞なく公表を行うものとする。

4 基本計画の変更（法第5条第12項）

計画作成市町村は、地域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の進展度合い、地域経済、社会の状況等を踏まえ、又は設備整備者による提案等により必要が生じたときは、協議会における協議を通じて、基本計画の内容を見直すよう努めるものとする。

第5 農林地所有権移転等促進事業

1 趣旨（法第5条第4項及び基本方針第5の1（5））

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を一括して行うことを可能とする制度である。所有権の移転等を円滑に行うため、基本計画に定めた第4の2（4）の区域において、農林地所有権移転等促進事業が行われることが望ましい。

2 農林地所有権移転等促進事業に関して基本計画に定めるべき事項（法第5条第4項、規則第2条及び基本方針第5の1（5））

農林地所有権移転等促進事業に関して基本計画に定めるべき事項については、以下に留意するものとする。

① 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針（法第5条第4項第1号及び基本方針第5の1（5）①）

市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内でこの事業が行われることの具体的な意義を明らかにするものとする。

② 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法（法第5条第4項第2号及び基本方針第5の1（5）②）

本事業により移転される所有権の移転の対価については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪めることとならないよう、同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して定めることが重要である。対象となる土地が地価公

示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合には、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する旨を定めることが重要である。

また、移転される所有権の移転の対価の支払の方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座に振り込む旨又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う旨を定めることが望ましい。

- ③ 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法（法第5条第4項第3号及び基本方針第5の1（5）②）

イ 地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準については、以下のとおり定めることが望ましい。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合にあっては、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえた期間を設定する。
- ・ 農林漁業関連施設の用地として利用する場合にあっては、その耐用年数、その運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間を設定する。
- ・ 農用地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農用地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間を設定する。
- ・ 林地として利用する場合にあっては、森林の生育に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間を設定する。

また、その残存期間に関する基準については、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間を基準として定めることが望ましい。

ロ 地代又は借賃の算定基準については、以下のとおり定めることが望ましい。

- ・ 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代又は借賃については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査した上で算定する。
- ・ 農林漁業関連施設の用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。
- ・ 農地の地代又は借賃については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- ・ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

また、その支払の方法については、関係者に不利益が生じない範囲で極力簡便な方法にすることが望ましい。したがって、一般的な方法としては、地代又は借賃は毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込、持参等により、当該年に係る地代又は借賃の全額を一度に支払う旨を定めることが適当である。

- ④ 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項（規則第2条）

イ 規則第2条の農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件として、所有権移転等促進計画において定める有益費の償還等権利の条件に関する事項を定めるものとする。

ロ 同条のその他農用地についての所有権の移転等に係る法律関係に関する事項として、農林地所有権移転等促進事業の実施によって成立する当事者間の契約の種類（売買、

贈与等) を定めるものとする。

3 所有権移転等促進計画の作成（法第16条第1項及び基本方針第5の1（5）③）

農林地所有権移転等促進事業に関する事項が記載された基本計画を作成した計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）から認定設備整備計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合や、認定設備整備計画に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を契機として周辺の農地の集約化に向けた農林地等の所有権の移転等を進めることが適当と計画作成市町村が判断した場合等であって、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、様式例第1号を参考として、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

4 所有権移転等促進計画の記載事項（法第16条第2項及び規則第5条）

所有権移転等促進計画には、法第16条第2項各号に掲げる事項及び規則第5条各号に掲げる事項を定めるものとする。このうち、規則第5条第2号イに掲げる事項については、以下の事項を定めるものとする。

- ① 法第16条第2項第1号に規定する者又はその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。）が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
- ② 法第16条第2項第1号に規定する者が個人である場合にあっては法第16条第2項第1項に規定する者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況
- ③ 法第16条第2項第1号に規定する者又はその世帯員等がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び家畜の状況

5 所有権移転等促進計画の作成に当たっての留意事項（法第16条第3項及び基本方針第5の1（5）③）

計画作成市町村は、所有権移転等促進計画の作成に当たっては、以下の事項に留意することが望ましい。

- ① 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。
- ② 所有権の移転等に係る当事者全ての合意が得られていること。また、その合意を円滑に得るために、あらかじめ農業委員会等の関係者の協力を得るなどして、所有権移転等促進計画の案を作成すること。その際、土地の所有者が明確でない場合にあっては、所有者の確認作業、不在地主との調整、土地の効率的かつ総合的な利用の確保に関する地域の合意形成等に努めること。
- ③ 所有権の移転等が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。また、当該利用目的に関し、農業振興地域整備計画や都市計画等への適合性の判断及び公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等を勘案した判断等様々な観点があるため、それらにふさわしい部局が緊密に連携を図りつつ処理すること。
- ④ 所有権移転等促進計画には、農用地についての所有権の移転等が含まれており、かつ、認定設備整備計画に従って行う再生可能エネルギー発電設備等（再生可能エネルギー発

電設備及び農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る所有権の移転等が含まれていなければならないこと。

- ⑤ 所有権の移転等の対象となる土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の後の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合には、農業委員会と事前調整を行い、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認すること。

6 農業委員会の決定（法第16条第1項及び規則第4条）

- (1) 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めようとするときは、所有権の移転等に係る土地ごとに、所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得た上で、農業委員会に諮り、その決定を経なければならない。
- (2) 所有権移転等促進計画を農業委員会の決定に係らしめているのは、農業委員会はその重要な任務の一つとして農用地の利用関係の調整に関する事務を担っていることによるものである。この場合、当該所有権移転等促進計画全体について農業委員会が決定することとしているが、農用地以外の土地に係る権利関係の調整について判断するものではない。
- (3) 農業委員会は、所有権移転等促進計画について決定を行うときは、農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他認定設備整備計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとするとしている。したがって、農業委員会は、法の担当部局から所有権移転等促進計画の作成に係る事前相談があった場合には、これに応じるとともに、所有権移転等促進計画の決定に係る事務処理を遅滞なく完了させるよう努めるものとするのが望ましい。

7 嘱託登記の活用（法第19条及び基本方針第5の1（5）④）

農林地所有権移転等促進事業の効果的な実施の観点から、計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定め、その旨の公告をした場合には、速やかに所有権の移転等の内容について登記をすることにより、権利関係を安定させることが重要である。この観点から、法第17条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、法第19条の規定に基づき、権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成6年政令第258号）の一部が改正され、不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例が措置がされている。

計画作成市町村は、同政令の定めるところにより、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記について、これらの権利を取得した者の請求があるときは、速やかに、これらの権利の登記を嘱託するよう努めるものとする。

(1) 市町村による登記の嘱託

- ① 法第18条の規定により所有権の移転等が行われた場合、所有権の移転等を受けた者からの請求があるときは、計画作成市町村は、その者のために所有権の移転等の登記を嘱託しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第2条）。
- ② ①により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条各号に掲げる事項のほか、嘱託する旨の記載をするとともに、第17条の規定による公告があったことを証明する書面及び登記義務者の承諾書を添付しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第3

条)。

- ③ 登記官は、登記完了時に登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第4条）。

(2) 代位による登記の嘱託

- ① 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画に係る所有権の移転等についての登記を嘱託する場合、必要があれば、土地の表示の変更の登記等について、代位による登記の嘱託をすることができるものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第5条）。
- ② 登記官は、登記完了時に、(1)③と同様に、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令第6条）。

なお、市町村は、基本計画において農林地所有権移転等促進事業に関する事項を定める場合には、所有権移転等促進計画を活用することに加え、嘱託登記の制度が活用されるよう関係者に対する周知を徹底するよう努めるものとする。

第6 協議会

1 協議会の構成員（法第6条第2項及び基本方針第5の6（1））

基本方針第5の6（1）に即して、市町村の状況に応じて適切な構成員により協議会を組織することが望ましい。また、基本計画の実施の状況を踏まえ、基本計画の円滑かつ適確な実施のために協議会の構成員の追加等が必要である場合にも、同様とする。

また、基本計画に位置付ける再生可能エネルギー発電設備が営農型太陽光発電設備である場合、営農型太陽光発電から再生可能エネルギー電気の調達を行う民間企業や営農型太陽光発電に資金供給を行う金融機関においても、設備設置後も継続的に営農が実施されているかに関心を有することが考えられるため、必要に応じて、構成員として参加を促すことが望ましい。

なお、バイオマス発電の原料として当該市町村の区域内又は近隣の市町村等から未利用間伐材や家畜排せつ物等が供給される場合にあっては、原料の安定供給体制を構築するため、原料の供給に関与する農林漁業者等を構成員とすることが望ましい。

2 協議会の主な協議事項（基本方針第5の6（2））

協議会においては、基本方針第5の6（2）に即して、市町村の状況に応じた協議を行うことが望ましい。市町村が作成しようとする基本計画において、営農型太陽光発電設備の整備を位置付けようとする場合にあっては、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画、営農者等への適正な利益還元の方法、利益還元を活用した地域の取組等、バイオマス発電設備の整備を促進しようとする場合にあっては、基本方針第5の6（2）②アに即して、設備整備区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担を協議する際に、発電のために供給される原料の種類及び量、価格等を明らかにし、協議が調った事項については様式例第3号を参考として保存することが望ましい。

3 協議会の運営に当たっての留意点（法第6条第3項及び第4項並びに基本方針第5の3

及び6（3）

法第6条第4項の協議会が定める協議会の運営に必要な事項として、協議を円滑に進める観点から、様式例第2号を参考として、協議会の規約等を作成するものとする。規約等に規定する事項は、地域の実情に応じて適切な内容を定めるものとするものとし、名称、設置目的、協議事項、構成員、会議運営方法（会議の定足数、採決方法、会議の議事録の公表方法等）等に関する規定を置くものとする。その際、基本方針に定めることのほか、以下に留意することが望ましい。

- ① 法第6条第3項の「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」旨を端的に明記することが望ましい。
- ② 協議会において協議が調った事項については、様式例第3号を参考として書面により、その結果をまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により広く一般に周知することが望ましい。
- ③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の整備及びそれと併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組は、地域の農林漁業の振興、温暖化対策及びバイオマス利活用の推進など他の分野と関連するものであるが、これらの分野において既に協議会が設けられている場合には、これらの協議会と連携したり、協議すべき事項が重なる協議会については構成員に必要な構成員を追加することにより、複数の協議会を兼ねるものとするなど、これらの既存の関係者の協議を行う組織、機関等における取組との相乗効果を発揮させるよう運用することが望ましい。

第7 設備整備計画の作成

- 1 設備整備計画の記載事項（法第7条第2項及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成26年農林水産省・環境省令第1号。以下「計画認定省令」という。）第2条）設備整備計画に定めるべき事項については、基本方針及び計画認定省令に定めるもののほか、以下に留意するものとする。

- (1) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の内容並びに当該整備を行う期間（法第7条第2項第1号）

再生可能エネルギー発電設備の発電設備の種類については、営農型太陽光発電設備である場合その旨、バイオマス由来の発電設備である場合、バイオマスの種類（木質、家畜排せつ物、食品廃棄物等）及び発電方式（直接燃焼型、メタンガス発酵型等）を記載するものとする。

- (2) 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

整備する再生可能エネルギー発電設備が、計画認定省令別記様式第1号（第7条関係）別紙2について記載するものとする。なお、記載に当たっては、当該営農型太陽光発電設備の整備を行おうとする土地を設備整備区域に含む市町村の基本計画に位置付けられた営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態を十分踏まえるとともに、以下の事項に留意するものとする。

ア 営農に関すること

- (i) 栽培に必要な労働力の確保の状況

農業従事者数及びその勤務体系について、それぞれ記載するものとする。なお、栽培する作物、面積等からみて通常要する労働力から大きく乖離がないものとする必要がある。

- (ii) 品目

(ア) 下部の農地において栽培する農作物の単収見込み等

下部の農地において栽培する農作物の単収について、地域の平均的な単収と比較した上で記載すること。なお、地域の平均的な単収の根拠については、申請に係る農地が所在する市町村の区域内における統計調査や試験研究機関による調査結果等を用いること。地域において統計調査等のデータが無い場合は、試験的栽培等のデータを用いることは可能であるが、当該データを地域の平均的な単収とみなすことが適切であると判断した理由を記載すること。

(イ) 下部の農地において栽培する農作物の生産・販売実績

生産、販売実績については、証明可能な直近年の生産・販売実績額及び主要な販売先について具体的に記載すること（下部の農地以外も含めた営農者としての実績）。また少なくとも50万円以上の生産・販売実績を証する書類（出荷伝票等）を併せて添付すること。

(ウ) 下部の農地において栽培する農作物の出荷・販売先

下部の農地において栽培する農作物の出荷・販売予定先について記載すること。なお、農協や卸売市場等の地域の一般的な販売先と異なる場合においては、その理由を備考欄に記載すること。

(エ) 下部の農地における作付予定作物の作付面積

作付予定作物の作付面積、予定収量等を記載すること。なお、生長の指標については、収穫まで1年以上要する作物を栽培する場合に記載すること。

(オ) 営農に必要な農作業の期間

作付作物ごとに、各月の農作業の内容及びその作業期間について具体的に記載すること。

(カ) 下部の農地における収支の見込み

収支の見込みについては、1年目から5年目までそれぞれ作成すること。他方、収支の見込みが同じ年にあつては、まとめて記載すること。また、科目については、実態に応じて追記・削除すること。

イ 営農型太陽光発電設備に関すること

(i) 生育に適した日射量の確保

遮光率（設備直下の農地の面積に対する営農型太陽光発電設備の投影面積の割合をいう。以下同じ。）について記載すること。なお、垂直設置型や可動式等、遮光率による判定が難しい場合にあっては、シミュレーションソフト等により生育期間中の日射量の減少率について試算し、記載すること。

(ii) 効率的な農作業の実施

支柱の最低地上高、最高地上高及び支柱の間隔について記載すること。なお、支柱の間隔については、農業機械の通路の幅となる間隔を記載すること。また、営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔並びに農業機械の寸法を踏まえ、農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載すること。

ウ 地域との共生に関すること

(i) 地域における協議会等及び地域計画の協議の場での協議状況

法第6条第1項及び基本方針第5の6に規定する協議会の名称並びに協議状況並びに地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の協議の場での協議状況についてそれぞれ具体的に記載すること。なお、協議会が組織されているときは、適切な営農の継続が確保されることにより、地域農業の振興に資する内容となっているか、当該協議会において協議が調っていることが必要である。また、この場合において、当該地域が地域計画の区域内であるときは、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について協議が調って

いることが必要である。

- (ii) 営農型太陽光発電設備の損壊等による第三者への損害に対応する保険への加入等の状況

保険への加入状況を記載し、契約書等を添付すること。契約予定があるもののまだ契約に至っていない場合は、その旨を記入し、契約後に契約書等を提出すること。自己資金等、保険加入以外の方法にて、第三者への損害の補償を予定している場合はその旨を具体的に記載すること。

- (iii) 土地の所在と選定理由について

発電設備の所在地が農地の大区画化のための畦畔除去をはじめとした土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがない理由を記載すること。

- (3) 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項（計画認定省令第2条第2号）

その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項としては、事前の環境影響評価の実施や騒音・臭気等の抑制等の周囲の地域住民に対して配慮する事項等について記載することが望ましい。

- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項（計画認定省令第2条第3号及び基本方針第5の9）

第4の2（9）のような土地等の原状回復が必要となる場合には、設備整備計画に当該原状回復についての事項を記載するものとする。当該事項については、地権者等との契約書等において原状回復の取決めとして、「土地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者」、「原状回復に係る費用負担の方法」、「原状回復がなされないときの損害賠償」及び「土地貸与期間の中途の契約終了時における違約金」等を明記することが適当である。

2 申請に必要な書類（法第7条第1項及び計画認定省令第1条）

設備整備計画の申請に必要な書類については、法及び計画認定省令に定めるもののほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 営農型太陽光発電設備の整備に必要な書類

営農型太陽光発電設備の整備をしようとする場合には、計画認定省令第1条第2項第5号トに掲げる以下の資料を添付するものとし、添付に当たっては、以下の事項について留意するものとする。

- ① 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図
営農型太陽光発電設備の設計図については、

イ パネルの大きさや枚数、角度

ロ 支柱の構造、高さ、間隔、本数

ハ パネルの間隔

ニ 変電設備や電柱等、営農型太陽光発電設備に附帯する設備の設置場所等について記載されている設計図を添付するものとする。

- ② 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

イ 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量等に関するデータ

生産量等に関するデータについては、統計調査や試験研究機関による調査結果等のデータを用いることが望ましい。

- ロ 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績
原則として申請に係る農地が所在する市町村の区域内で行われているものを用いた上で、当該データを地域の平均的な単収とみなすことが適切であると判断した理由を示すこと。
- ③ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を営農型太陽光発電設備の設備整備者が負担することを誓約する旨を記載した書面（計画認定省令別記様式第2号）
事業が終了又は廃止した際に設備を撤去するのに必要な費用を設備の設置者が負担することを明らかにするものとする。
- ④ 営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画の実施状況に関する報告書を市町村長に提出することを誓約する旨を記載した書面（計画認定省令別記様式第3号）
営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画の実施状況に関する報告書は様式例第4号を参考に作成することとし、その記載に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
- イ 収支について
収支については、当該年度（見込み）、前年度、前々年度の収入金額及び支出金額について記載するものとする。
- ロ 営農型太陽光発電設備の下部の農地において栽培する農作物の生産に係る状況について
- （i）農作物の収穫について
- （ア）農作物の収穫の状況
農作物の収穫の状況について、各項目を記載すること。
- （イ）単収が地域の平均的な単収を2割以上下回っている場合
単収が地域の平均的な単収を2割以上下回っている場合、その理由及び行っている改善措置について具体的に記載すること。
必要に応じて作業日誌や農作物の生育状況が確認できる写真を添付すること。
- （ii）必要な労働力の確保の状況
営農計画書に記載の労働力の確保の状況について記載すること。営農計画書と相違がある場合については、現在の雇用人数、勤務体系等について具体的に記載すること。
- （iii）農作物の主な出荷・販売先について
農作物の出荷・販売先について具体的に記載すること。なお、販売先については、出荷伝票等の証する書面の写しを添付するものとする。
- ハ 農林漁業の健全な発展に資する取組の実施状況について
農林漁業の健全な発展に資する取組の実施状況について、営農者への利益還元の種類等、状況を具体的に記載すること。
- ニ 撤去費用の積立等の状況について
撤去費用の積立等の状況について、積立額等を具体的に記載すること。
- （2）バイオマス発電設備の整備に必要な書類
バイオマス発電設備の整備をしようとする場合には、計画認定省令第1条第2項第4号の整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備等の規模及び構造を明らかにした図面を補足する書類等として、協議会での関係者の協議等を基にした原料調達先との契約書の写し等調達先や量、価格が分かる資料を添付するものとする。なお、畜産農家が家畜排せつ物を活用してバイオマス発電を行うなど、自らの活動に伴いバイオマスを得る場合には、その発生由来及び量が分かる資料を添付するものとする。
- （3）海岸法に係る手続に必要な書類
海岸管理者によっては、海岸法（昭和31年法律第101号）の許可手続に必要な書類を別に求めている場合があることから、海岸法の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画の申請に際しては、必要に応じ、計画作成市町村から設備整備者に対し、海岸管理者が必要と認める書類を添付することを求めることが適当である。
- （4）自然公園法に係る手続に必要な書類（計画認定省令第1条第2項第8号ホ）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画については、当該設備整備計画についての計画作成市町村から環境大臣又は都道府県知事に対する協議に際して、環境大臣又は都道府県知事が当該行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認める場合には、計画作成市町村から設備整備者に対し、計画認定省令第1条第2項第8号ホ（1）から（4）までに掲げる書類を提出することを求めるものとする。

（5）温泉法に係る手続に必要な書類（計画認定省令第1条第2項第10号ホ及び第11号ホ）

温泉法（昭和23年法律第125号）の許可を受けなければならない行為を記載した設備整備計画については、当該設備整備計画についての計画作成市町村から都道府県知事に対する協議に際して、温泉法の許可要件に該当するかどうかを審査するために必要と認める場合にあっては、計画作成市町村から設備整備者に対し、都道府県知事がこの審査に必要と認める書類を提出することを求めるものとする。

第8 設備整備計画の認定等

1 認定の基準（法第7条第3項第1号及び基本方針第5の7（2）②）

計画作成市町村は、設備整備者から設備整備計画の認定の申請があった場合には、以下の観点から審査を行い、当該設備整備計画の内容が適当と認められるときには、当該設備整備計画の認定をするものとする。また、必要に応じ、協議会における協議を行い、専門家の知見を活用したり、当該設備整備計画に対する地域の関係者の同意を得たりすることが望ましい。計画作成市町村が設備整備計画の認定をする場合には、様式例第5号を参考として、書面により通知することが望ましい。また、認定をしない場合には、様式例第6号を参考として、その理由を明記した上で、書面により通知するものとする。

① 基本計画への適合性

計画作成市町村が作成した基本計画の内容に照らし、設備整備計画に基づき整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類、規模（最大発電出力）、その用に供する土地の所在、その撤去及び原状回復の方法等が適当であり、かつ、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容が適当であるかを確認する。

営農型太陽光発電設備に関する審査においては以下に留意する。

イ 地域の平均的な単収

地域の平均的な単収について、統計調査のデータに基づかない数値が提出された場合は、他地域のデータと比較して不自然な数値となっていないか等、都道府県の助言を得るなどしながらその数値の妥当性を慎重に検証した上で、必要に応じて地域内で当該作物の栽培経験を有する者や専門家への聞取り等の対応を求めるものとする。

ロ 栽培する農作物の品質

下部の農地で栽培される農作物の性質を踏まえ、営農型太陽光発電設備の設置による遮光によって収穫物の形状や色等の品質に著しい悪影響を及ぼさないことを、下部の農地で栽培実績がある品目については、収穫された作物が流通しているか等により確認するものとする。

ハ 遮光率での判定が困難な設備

垂直設置型や可動式のほか、遮光率が30%を大きく上回らない設備であって、地上高やパネル幅等の設備特性によって十分な日射量が確保されていると考えられる場合については、日射量の減少率が20%未満であるかによる判定を行うことも可能である。

② 実施可能性

再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の実施に係る資金計画が適切であるか、資金調達の目途が立っているか、申請に係る事業が電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の電力系統に連系する場合は、連系に係る契約を締結する見込みがあるかを申請者に確認するとともに、基本方針第5の7（2）②において除外されている場合を除き、FIT制度及びFIP制度における事業計画の認定状況（認定に向けて手続中の場合には、その状況）、設備整備計画に係る発電設備の設置用地等の地権者の同意が取り付けられているか（土地賃貸借契約等の土地の所有権その他の使用の権原の取得に係る契約の締結まで至っていない場合には、契約締結の見込みがあるか）などについて確認する。申請者が法人や法人でない団体である場合には、定款や規約等の内容に照らし、再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことが可能であることを確認する。また、環境影響評価の実施や固定価格買取制度に基づく認定等の再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な他の手続の状況について確認する。

また、バイオマス発電については、発電設備の使用期間にわたって安定的に稼働できるよう、設備整備計画が地域に存するバイオマスを主に活用するものとなっているか、地域の関係者の合意を得ているか、発電に供する原料の安定供給体制が構築されているかについて、協議会での協議結果等を参考にしつつ、確認する。

2 農地法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。）又は海岸法（昭和31年法律第101号）の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項（法第7条第3項第2号及び第3号並びに基本方針第5の7（2）①）

（1）農地法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項

① 指定市町村による認定

指定市町村は、再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第7条第3項に基づき設備整備計画を認定しようとするときは、当該行為が法第7条第5項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1及び4に留意するものとする。

② 農業委員会からの意見の聴取

指定市町村は、法第7条第3項の設備整備計画の認定をしようとするときは、同条第15項において準用する同条第11項第1号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第2の2及び5に留意することが適当である。

③ 設備整備計画に対する認定に係る協議

当該指定市町村の長が行う法第7条第15項において準用する同条第9項第1号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第14号を参考として、書面により行うものとする。

（2）漁港法又は海岸法の許可に係る設備整備計画の認定の留意事項

認定の申請のあった設備整備計画に漁港法又は海岸法の許可に係る行為（計画作成市町村の許可に係るものに限る。）が記載されている場合には、計画作成市町村は、1①及び②に加え、当該行為について漁港法又は海岸法の許可基準に照らし、審査を行うものとする。

3 条件の付与

計画作成市町村は、認定設備整備計画の確実な実施を確保するため、設備整備計画の認

定に当たって、設備整備者に対して認定設備整備計画の進捗状況を定期的に報告すること、再生可能エネルギー発電設備の使用期間及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間の終了時又はこれらの期間の途中で事業を中止する場合には、再生可能エネルギー発電設備を撤去すること、営農型太陽光発電については、農地の一時転用許可期間と同一の当該設備整備計画を実施すべき期間（以下「認定実施期間」という。）、認定設備整備計画の毎年の実施状況を翌年２月末までに報告すること及び市町村の是正指導に従うこと、バイオマス発電については、発電設備の使用期間にわたって、地域に存するバイオマスを主に活用するものとする等必要な条件を付することが適当である。

４ 認定に係る都道府県知事等への協議（法第７条第４項から第15項まで並びに基本方針第５の７（２）①及び②）

（１）計画作成市町村による協議

計画作成市町村は、申請を受けた設備整備計画が第８の１による審査の上、適当と判断した場合であって、当該設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が各個別法の許可等を要する行為であったときは、法第７条第４項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）に様式例第７号を参考として、協議を行い、法第７条第４項第２号に掲げる行為のみが記載されている場合を除き、これらの同意があった場合には、当該設備整備計画を速やかに認定するものとする。協議に係る設備整備計画について都道府県知事等の同意の可否が分かれてしまうなど、当該設備整備計画を認定できない場合には、計画作成市町村は設備整備者に対して都道府県知事等の指摘等を踏まえ当該設備整備計画の修正を求めることが望ましい。

計画作成市町村は、設備整備計画について協議を行った都道府県知事等に対しては、様式例第８号及び第９号を参考として、当該設備整備計画を認定したか否かを通知するよう努めるものとする。

（２）都道府県知事等の同意等

法に基づく手続のワンストップ化の措置は、複数の手続に係る申請を一本化することにより、手続の簡素化を図るものであり、各個別法の規制を緩和することを趣旨とするものではないことから、都道府県知事等は各個別法の審査基準・手順に基づき同意の可否を判断するものとし、法第７条第９項から第15項までの規定による手続についても同様とする。都道府県知事等は、様式例第10号から第13号までを参考として、計画作成市町村に対し、同意の可否を回答するものとする。

また、当該協議については、各個別法の許可権者の審査を経ることで再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為を適正なものにするとともに、計画作成市町村以外の者が当該行為を複層的に確認するという効果がある。仮に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２の規定に基づき、都道府県知事が各個別法に関する事務を計画作成市町村が処理することとしている場合であっても、計画作成市町村が都道府県知事に協議することが必要であることに留意する。

当該協議において、都道府県知事等は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行わない場合には、計画作成市町村がその認定を取り消すこと、営農型太陽光発電については、一時転用許可期間を同意の条件として付するものとする。

なお、都道府県知事は、特に、再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が農地転用許可を受けなければならないものである場合において、法第７条第４項に基づき計画作成市町村から当該行為に係る設備整備計画の協議があったときは、当該行為が法第７条第５項各号に掲げる要件に該当することを確認するに当たり、運用通知第２の１

及び4のほか、以下の事項に留意するものとする。

① 営農型太陽光発電設備の整備を行う場合の確認事項

都道府県知事は、営農型太陽光発電設備の整備を含む設備整備計画について協議があった場合には、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条第6号以外の要件についてそれぞれ確認するものとする。

② 第1種農地において再生可能エネルギー発電設備の整備を行う場合の確認事項

都道府県知事は、第1種農地における再生可能エネルギー発電設備の整備を含む設備整備計画について協議があった場合には、その第1種農地が農業上の土地利用との調整が調った設備整備区域内の農用地であるか、設備整備計画に記載されている法第7条第2項第2号に掲げる事項（農林漁業の健全な発展に資する取組）について、地域の関係農業者やその組織する団体が構成員として参加する協議会において協議が調ったものであるかを十分確認するものとする。

③ 同意の手續に係る留意事項

イ 農業委員会の意見の聴取

都道府県知事は、法第7条第5項の同意をしようとするときは、同条第11項第1号の規定に基づき農業委員会の意見を聴かなければならないとされているが、農業委員会は、運用通知の第2の2及び5に留意して行うことが適当である。

ロ 設備整備計画に対する同意に係る協議

都道府県知事が行う法第7条第9項第1号に掲げる行為に係る同項の協議は、様式例第14号を参考として、書面により行うものとする。

5 認定の通知

計画作成市町村は、設備整備計画を認定したときは、再生可能エネルギー発電設備等の設備整備者又は再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の権利の設定若しくは移転に係る当事者に対して、様式例第5号を参考として、書面により通知するものとする。なお、当該書面は農地転用に係る不動産登記の申請に必要となる書類であることから、当該書面には、不動産登記法の規定による登記の申請において必要となる次に掲げる事項を記載することが適当である。

- ・ 設備整備者又は再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の権利の設定若しくは移転に係る当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在並びに代表者の氏名）
- ・ 土地の所在、地番、地目（登記簿・現況）及び面積（登記簿面積）
- ・ 再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- ・ 再生可能エネルギー発電設備等の種類

6 理由の付記

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により、申請により求められた許可等を拒否する処分を書面でする場合は、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとされていることを踏まえ、都道府県知事等は、法第7条第4項各号の協議に対し市町村に同意をしないときは、その理由を当該協議に対する回答に係る書面に記載するものとする。また、法第7条第15項において読み替えて準用する同条第11項に基づき農業委員会が指定市町村である計画作成市町村に対し認定しないことが相当であるとする内容の意見を述べる場合にも、同様とする。

なお、法第7条第9項から第11項までの規定による手續において農業委員会、都道府県森

林審議会等が都道府県知事等に対し同意することが適当でないとする内容の意見を述べる場合等にあっても、その理由を当該意見に係る書面に記載することが適当である。

7 認定の取消し等（法第8条第3項及び基本方針第5の7（3））

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない場合には、法第9条から第15条までの特例は適用されないこととなる。

また、計画作成市町村は、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、法第8条第3項に基づきその認定を取り消すことができる。認定を取り消す場合には、様式例第15号を参考として、その理由を明らかにした上で、認定設備整備者に通知するものとする。

このため、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていない場合やその認定が取り消された場合には、法第9条から第15条までの各個別法の許可等を受けていない状態となることから、この場合、例えば設備整備計画に基づき行われている農地転用について、農地法第51条第1項に規定する違反転用に該当するものとして所要の措置を講ずることとなるなど、各個別法に基づく是正措置が講じられることに留意するものとする。

なお、計画作成市町村は、設備整備計画の認定を取り消した場合には、遅滞なく、様式例第16号を参考として、当該認定設備整備計画について法第7条第4項に基づく協議を行った都道府県知事等に通知するよう努めるものとする。また、当該認定設備整備計画に基づく事業実施によって設備整備者は信頼性の向上等の便益を受けており、認定の取消しにより関係者に影響が生ずることから、計画作成市町村は、関係者に対し、認定を取り消した旨を通知することが望ましい。

8 認定設備整備者に対する指導及び助言（法第21条及び基本方針第5の7（4））

計画作成市町村は、認定設備整備者の認定設備整備計画の実施状況について確認を随時行い、その把握を行うものとする。また、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を行っていないと認められる場合には、計画作成市町村はその理由を聴取し、当該認定設備整備計画に従って当該整備及び当該取組を行うよう指導を行うとともに、必要に応じ、協議会の構成員となっている専門家等の知見等を活用した助言を行い、当該認定設備整備計画の適確な実施を確保するものとする。

なお、計画作成市町村は、農地転用に係る設備整備計画の進捗状況を把握した場合は、その内容を、認定に際して協議した都道府県の農地転用担当部局と共有することが望ましい。

また、計画作成市町村は、認定設備整備計画に従って事業が適切に実施されていないことを把握した場合には、認定設備整備者に対して速やかに指導を行うとともに、農業委員会は「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知）の規定により、違反を是正するための必要な措置を行うものとする。

営農型太陽光発電に係る設備整備計画については、下部の農地で適切に営農が継続され

ていることが必要であることから、計画作成市町村は必要に応じて農業委員会及び農地転用担当部局へ現地調査の実施を依頼する等しながら、実態の把握に努めるものとする。

計画作成市町村は、営農型太陽光発電に係る設備整備計画について、やむを得ない事情による作物や営農者の変更その他事業の承継等の相談を受けた場合又はこれを把握した場合、設備整備計画の変更等の必要な手続について指導を行うものとする。

適切な営農が確保されていない等、設備整備計画に従って事業が適切に実施されていない場合には、様式例第18号を参考に、設備整備者に対して、書面にて指導を行うものとする。また、当該指導に従わない場合には、様式例第19号に規定する勧告を行うことを検討するものとする。なお、勧告を行った場合には、その内容を地方農政局長等に報告し、当該報告を受けた地方農政局長等は、大臣官房長に報告するものとする。

バイオマス発電に係る設備整備計画については、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って、発電に供する原料の調達を適切に行い、地域に存するバイオマスを主に活用するものであるかを確認するため、計画作成市町村は認定設備整備者に対し、電力会社に提出したバイオマス比率計算方法説明書の提出を求めるとともに、発電に供する原料として木質バイオマスを活用している場合には、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）の遵守状況等を確認するものとする。

9 営農型太陽光発電設備の下部の農地での営農状況の把握

- (1) 営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備者は、毎年の実施状況を翌年2月末日までに計画作成市町村に様式例第4号により報告するものとする。
- (2) 計画作成市町村は、(1)の報告を取りまとめた上で、都道府県及び地方農政局長等に報告するとともに、農業委員会及び農地転用担当部局に共有すること。
- (3) 国においても、計画作成市町村や農地転用許可権者と一体となって、不適切な案件の捕捉に努めるものとする。

このため、実施状況に関する報告書のほか、デジタル技術を活用したモニタリング等により、不適切な案件の捕捉に努め、計画作成市町村へ捕捉した不適切な案件を情報提供する。

- (4) 計画作成市町村は、8並びに(1)及び(2)の事務を的確に行うため、営農型太陽光発電の実施に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする。

第9 その他留意事項

1 工事用道路等の整備に係る農用地の一時転用の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備等の整備に係るものであり、別の土地に工事用の道路や資材置場等を設置するなど一時的な利用のための農地転用には適用されないことから、別途農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づく一時転用の許可申請が必要である。

この場合、市町村が指定市町村以外の場合にあつては、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備全体が円滑に行われるよう、第4の2(2)①ニの調整と併せて、農業委員会及び都道府県の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。また、市町村が指定市町村の場合にあつては、農業委員会及び当該市町村の農地転用担当部局と十分調整を行っておくことが望ましい。

なお、再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地とこれらの工事用道路等の用に供する土地に係る農地面積の合計が4ヘクタールを超えるときは、以下に留意すること。

- (1) 指定市町村以外の場合における農林水産大臣との協議

都道府県知事による設備整備計画に係る同意又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、都道府県知事は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。第9の3を除き、以下同じ。）と事前に十分調整を行うこと。

（2）指定市町村の場合における農林水産大臣との協議

指定市町村による設備整備計画の認定又は一時転用許可がそれぞれ必要となり、指定市町村の長は、農林水産大臣とあらかじめ協議する必要があることから、地方農政局と事前に十分調整を行うこと。

2 営農型太陽光発電設備の場合におけるその他留意事項

（1）2ヘクタールを超える場合の事前相談

営農型太陽光発電設備の場合、設備整備計画において、再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の面積が2ヘクタールを超えるときは、当該計画が認定基準に合致するか、地方農政局等に相談し、助言を求めることが適当である。

（2）認定実施期間満了後における再認定

認定実施期間が満了する場合、計画策定市町村は、第7及び第8に準じた手続により、再認定（期間の満了日から連続する期間について、同一の事業実施のために改めて認定を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。この場合、それまでの認定実施期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断すべきであるところ、再認定を受けようとする者が、第8の8による指導又は勧告を受けている場合は、申請内容と許可要件の適合性について、特に慎重に検討することが適当である。

なお、当初許可において、遊休農地に該当するとして単収に係る要件を適用しなかった場合においても、再認定時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

（3）営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであることから、審査に当たっては第8に定めることのほか、以下の事項に留意すること。

- ① 営農型太陽光発電設備の設置については可能な限り農閑期に行うこと。
- ② 良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等をすることがないようにすること。

（4）農業委員会及び協議会構成員への実施状況の共有

営農型太陽光発電においては、農業との両立が図られているか、設備の整備後も取組の実施状況を地域において把握することが重要であり、万一適切に営農が継続されない場合においては早急に適正化を図ることが必要である。このため、地域において農地パトロール等を行う農業委員会に対しては、第8の9（4）の台帳を共有しながら、指導や助言の対応状況を随時共有すること。そのほか、地域の協議会においても、地域の関与の下、地域活性化に資する形で推進するため、農林漁業の健全な発展に資する取組や営農状況（営農に支障を生じていないか等）を適切に共有することが望ましい。

3 風力発電設備のブレードの設置等を目的として農用地に区分地上権等を設定する場合の取扱い

法に基づく農地法の特例は、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る農地転用を対象とするものであり、風力発電設備のブレードの設置、小水力発電設備の導水路の埋設、送電用又は配電用の電線の架設等のために農用地に区分地上権等（民法（明治29年法律第132号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利をいう。）を設定する場合には、別途農地法第3条に基づく許可申請が必要である。

この場合、市町村は、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備全体が円滑に行われるよう、設備整備計画に係る調整と併せて農業委員会と十分調整を行っておくことが望ましい。

4 基本計画を実施するための国・都道府県の施策の活用

市町村の基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施のためには、当該市町村の取組のほか、国・都道府県による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に資する施策を活用することが有効である。例えば、農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、6次産業化の取組でもあることから、6次産業化を促進するための各種措置の活用が可能である。このため、市町村は、国・都道府県による施策についての情報収集を行うとともに、その活用方策を含め設備整備者をはじめとする地域の関係者に積極的に情報提供を行うことが望ましい。また、市町村のこのような取組を援助するため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、活用可能な施策の紹介を積極的に行うとともに、その活用に向けた助言を行うものとする。また、都道府県においても、当該都道府県の再生可能エネルギー関連施策に関する情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。